

農業生物資源ジーンバンク事業植物遺伝資源種子預託実施要領

(趣旨)

第1条 農業生物資源ジーンバンク事業実施規程（03規程第178号。以下「実施規程」という。）第8条の生物遺伝資源の受入れに基づき、農業生物資源ジーンバンク事業（以下「ジーンバンク事業」という。）において実施する植物遺伝資源種子の預託業務（以下「預託」という。）について必要な事項は、この要領の定めるところによる。

(預託者および受託者)

第2条 預託者は、食料・農業植物遺伝資源の保存および提供の活動を行う国内外の研究機関あるいは法人（以下「研究機関等」という。）とし、受託者は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）とする。

(預託の対象)

第3条 預託の対象とする植物遺伝資源（以下「預託種子」という。）は、研究機関等で保存され第三者に配布提供されている食料および農業のための植物遺伝資源種子とする。また、次に掲げる条件を満たすものであることとする。

- ア 種類、来歴等が明らかであること。
- イ 通常種子（orthodox seed）であること。
- ウ バックアップ保存を目的とした少量保存であること。
- エ 大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法の規制対象外であること。
- オ 遺伝子組換え生物等でないこと。

2 預託者が個人事業主である場合、預託遺伝資源は日本を原産地とし、業として生産に使用した実態のある一般品種であり、第1項のアからオの各号の条件を満たすものであること。

(財産権等)

第4条 預託期間中における預託種子に関わる一切の財産権は、預託者から農研機構に譲渡されない。

2 預託者は、預託期間満了後の預託種子の所有権が相互に合意する条件に従い、原則として農研機構に譲渡されることに同意する。なお、当該種子の譲渡は別に定めのない限り、食料および農業のための植物遺伝資源に関する国際条約第12条第4項に定める定型の素材移転契約の諸条件に一致して行うこととし、農研機構に対する当該種子に関わる一切の知的財産権の移転は行われぬ。

- 3 預託者が預託契約を更新する場合は、当該種子およびその所有権は農研機構に譲渡されない。

(預託受入れ)

第5条 預託者は、発芽率の高い新規の種子を遺伝資源研究センターが指定する容器に封入し、遺伝資源研究センターに送付する。送付に係る一切の費用は預託者の負担とする。

(情報の管理提供)

第6条 預託者は、預託種子の受入れにあたって実施規程第6条第2号アに従い事前に必要事項を記入した目録を農研機構に提供する。目録の様式は、遺伝資源研究センターが指定するパスポート登録様式(別紙様式第1号)に従う。

- 2 遺伝資源研究センターは、預託種子の適正保存管理を行うため預託者から提供された目録をもとにパスポート情報をデータベースに登録し管理する。
- 3 遺伝資源研究センターは、実施規程第13条第2項に関わらず預託種子の品種名、来歴、特性情報は公開しない。

(保存)

第7条 遺伝資源研究センターは、預託種子を遺伝資源保管施設において適正に保存管理するものとする。預託種子の発芽試験および増殖、配布は行わない。

(預託期間)

第8条 新規に受け入れた預託種子の預託契約の期間は20年とする。

(預託の更新)

第9条 預託契約の更新にあたっては、第13条に準じて預託契約(別紙様式第2号)を締結するものとする。

- 2 預託者は、発芽率の高い新規の種子を遺伝資源研究センターに送付する。送付に係る一切の費用は預託者の負担とする。

(種子の返却)

第10条 預託者は、預託期間中に預託種子の返却の申し出を行うことができる。遺伝資源研究センターは、文書による申し出により預託種子を返却するものとする。預託種子の返却は原則として預託契約単位で行う。返却に関わる必要経費は預託者の負担とする。

- 2 遺伝資源研究センターは、預託更新により預託期間の満了した当該種子を処分する場合、原則として預託者との合意に基づき廃棄または預託者に返却する。

(免責事項)

第11条 農研機構は、預託期間中および期間満了後の預託種子の品質について一切の責任を負わない。

(事故・紛争処理)

第12条 預託種子の輸送段階における事故の処理については、預託者と遺伝資源研究センターの双方で協議し速やかに処理する。また、預託の履行について疑義を生じた場合は、双方が協議し円満な解決を図る。

(預託契約)

第13条 預託にあたり、預託者と農研機構は預託契約書(別紙様式第2号)を締結するものとする。預託契約書の決裁権者は、遺伝資源研究センター長とする。

(雑則)

第14条 遺伝資源研究センター ジーンバンク事業技術室は、第13条の預託契約書と第4条の預託種子の目録を公文書として20年間保管する。

附 則(平成28.12.27 28遺伝第0926007号)

この要領は、平成28年12月27日から施行する。

附 則(令和3.4.1 3基盤第0101032号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。